

野木町国民健康保険被保険者の方が交通事故にあったときは

交通事故など、第三者(自分以外の人)より受けた傷病の医療費は、原則として加害者が負担すべきものなので、国民健康保険は使用できません。

ただし、「第三者行為による傷病届」を住民課保健医療係へ提出することにより、保険証を使って治療を受けることができます。その場合は、野木町国民健康保険が一時的に医療費を立て替え、加害者に後日請求することになります。

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまったりすると国民健康保険が使えなくなる場合がありますので、示談の前に必ず住民課保健医療係へ届け出てください。

問住民課 ☎(57)4136

令和4年度集合狂犬病予防注射中止のお知らせ

例年4月に行われている集合狂犬病予防注射については、新型コロナウイルスの影響を考慮し中止とさせていただくこととなりました。飼養者の皆様には大変お手数をおかけしますが、動物病院などで狂犬病予防接種を犬に接種してください。

何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

(町内)動物病院	住所	電話番号
のぎ動物病院	丸林609-1	57-0112
青木動物病院	友沼2134	56-2508

問生活環境課 ☎(57)4131

たばこのポイ捨てはやめましょう

公共の場所、他人が所有する場所及び管理する場所に、吸い殻を捨ててはいけません。まちの美観を損ねるだけでなく、火災の原因にもなります。

たばこを吸うときは、場所やマナーを守って、吸い殻は他の人に迷惑にならないよう適切に処分しましょう。

問生活環境課 ☎(57)4131



令和4年度渡良瀬遊水地クリーン作戦中止のお知らせ

例年4月に開催しております「渡良瀬遊水地クリーン作戦」について、主催である利根川上流河川利用者協議会より新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮して中止とする決定がされました。

参加を予定されていた方々には大変申し訳ありませんが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

問生活環境課 ☎(57)4131

ペットの飼育マナー・ルールを徹底しましょう

ペットはときに他の住民に多大な損害を及ぼし、その責任は飼い主がもつこととなります。以下のマナー・ルールを守り、周囲の方々と良好な関係を築きましょう。

【猫の室内飼養】

猫を外に放すと、近隣住民の器物(車、作物など)を破損させることがあります。猫はお家の中で飼いましょう。



【野良猫へのエサやり】

野良猫へのエサやりをした時点で占有者です。責任をもって飼養しましょう。

【犬の散歩の習慣化】

犬は運動不足になると無駄吠えをするようになり騒音被害を引き起こします。こまめに散歩に連れて行きましょう。



【犬のふん尿処理】

犬のふん尿を放置し、公共の場所や他の土地・建物を汚すことは町の条例に違反します。犬の排泄物は必ず持ち帰るなどの後処理をしましょう。

【犬のけい留義務】

犬は常に鎖等でつないでおくことが県の条例で義務とされています。犬はケージに入れるか、リードに繋いで飼養しましょう。

【ペットの終生飼養】[🐾]

愛護動物を遺棄した場合、法により100万円以下の罰金が科せられることがあります。生まれたての子犬・子猫であっても、最後まで責任をもって飼いましょう。

問生活環境課 ☎(57)4131